

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年2月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス南高田店

所在地 上越市上中田北部土地区画整理事業地内1街区

設置者 株式会社ナルス

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ナルス南高田店

(変更後) ナルス南高田店

3 変更年月日

平成26年10月17日

4 変更の理由

名称が決まったため。

5 届出年月日

平成28年2月10日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成28年2月26日から平成28年6月26日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp